

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：特定施設の規制対象要件緩和

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

評価実施時期：令和3（2021）年11月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i～vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： ii

規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの

- ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるため。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p>規制の導入に伴い発生する費用が少額</p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）では、コンプレッサーについて、著しい騒音、振動を発生する特定施設に該当するものとして、原動機の定格出力の大きさが7.5kW以上の機器を一律に規制対象として定め、設置届出、規制基準値の遵守等の規制を行ってきた。

一方で、各企業で進められている騒音・振動低減に係る技術開発の進展等により、定格出力の大きさに関わらず、低騒音・低振動の機器が一定数存在することが確認されており、もし改正による緩和措置を講じない場合、本来規制対象とする必要がないコンプレッサーが特定施設として規制の対象とされていくことが懸念される。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

今般、長野県知事より内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、「大型のコンプレッサーの性能は進化している一方で、騒音規制法及び振動規制法の基準は長い間改正されておらず、時代の変化に対応することが必要であることから、技術革新を踏まえた基準の見直しを行うこと」との要望がなされた。

これを踏まえ、環境省において有識者らにより構成される「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会」を設置し、コンプレッサーの最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や生活環境における影響実態等を整理しつつ、騒音規制法及び振動規制法における規制対象範囲の見直しについて、検討を進めてきた。その結果、定格出力が7.5kW以上のコンプレッサーであっても、低騒音・低振動の機器が一定数存在することが明らかとなった一方で、依然として定格出力7.5kW以上のコンプレッサーの多くが規制対象とすべき大きさの騒音・振動を発生させていることも改めて確認された。

このことを踏まえ、規制緩和の手法を検討し、発生する騒音、振動の大きさが一定以下の機器については、「生活環境保全上問題ないものとして個別に指定等を行った上で規制対象外としていくことが妥当」との報告がとりまとめられた。

こうした経緯を踏まえ、発生する騒音、振動の大きさが一定以下のコンプレッサーについては、それぞれ騒音規制法、振動規制法の規制対象から除外する規定を新たに設けることとする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

今回の改正では、これまで規制対象となっていた機器のうち、低騒音・低振動型の機器が規制対象外となるため、遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

全国の地方自治体においては、騒音規制法及び振動規制法の規制対象外となるコンプレッサーに対して、地域の実情に応じた騒音・振動対策や条例改正等の検討が必要となると考えられる。また、国においては、低騒音・低振動型のコンプレッサーを対象に、規制対象外とすることが妥当か厳格な審査を実施していく必要がある。

<地方自治体における検討に要する負担>

規制対象外となるコンプレッサーに対して、地域の実情に応じた騒音・振動対策や条例改正等の検討を要する自治体を例えば 100 自治体と仮定すると、下記のとおり。

100 自治体×50 時間^{※1}×2,600 円^{※2}=1,300 万円

※1 1自治体につき、50 時間の対応を求められるものと仮定。

※2 時給=(地方交付税関係参考資料(令和3年度)の2 職員給与費単価(一般職員分)の道府県分の職員Bの単価) 5,388,270 円÷(8 時間×5 日×52 週)=2,600 円。以下の人件費においても同数値を用いるものとする。

<環境省における審査に要する負担>

審査対象となるコンプレッサーを例えば 10 機種と仮定すると、下記のとおり(ただし、今後の新規製品の開発状況次第では、審査対象となる機種数が大きく変動することも十分想定される)。

10 機種×5 時間^{※3}×2,600 円=13 万円

※3 1機種につき、5時間の審査を要するものと仮定。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

全国の地方自治体においては、騒音規制法及び振動規制法の規制対象外となるコンプレッサーに対して、地域の実情に応じた騒音・振動対策や条例改正等の検討が必要となると考えられる。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制については、学識経験者や自治体による有識者らにより構成される「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会」において、特定施設のうちコンプレッサーに係る規制対象要件について議論した結果に基づいて検討している。

○参考 WEB : <http://www.env.go.jp/press/109894.html>

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本該規制については、施行から 5 年後に事後評価を実施する。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあ

ることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により影響を把握することとする。

- ・騒音規制法及び振動規制法の規制対象外となるコンプレッサーの苦情件数
- ・本規制緩和により条例新設・改正を行った地方自治体数
- ・環境省において、規制対象外とするかどうか審査を実施したコンプレッサーの機種数